

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23530133

研究課題名(和文) テレビ番組フォーマット権の研究

研究課題名(英文) A Study on TV Program Format Right

研究代表者

諏訪野 大 (SUWANO, Oki)

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：60368280

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、我が国の法体系におけるテレビ番組フォーマットの位置づけを行った。テレビ番組フォーマット自体は著作物ではないが、番組制作に用いられるバイブルと言われる仕様書は著作物であり、その翻案物として保護される余地がある。不正競争防止法上、商品等表示に該当しない一方、営業秘密となりうるが、放送後は保護されない。法律上保護される利益への該当性については、最高裁の判例が厳しい解釈をしているため、現在では、不法行為の成立は困難である。信託財産として信託を設定することは可能であるが、テレビ番組フォーマットを排他的に独占する権利がないため、バイブルの著作権の信託による方が現実的である。

研究成果の概要(英文)：Where should we rank TV program format in Japanese law system? It is not a copyrighted work, however, "BIBLE", which is a kind of specification showing know-how when producing a TV program based on the TV program format, is a literary work. A TV program on based the BIBLE can be copyrighted as an adopted work under certain conditions. TV program format is not an "indication of goods or business"(Unfair Competition Prevention Act Art.2(1)(i)). On the other hand, it can be a "trade secret" in this Act until broadcasted. Regarding damages in torts, it is difficult very much to consider TV program format a "legally protected interest"(Civil Code Art. 709) because of the limited interpretation on the words by the supreme court. TV program format can be a "Trust Property"(Trust Act Art.2(3)), however, it is difficult for a settlor to administer it as a Trust Property because there are not acts to protect TV program format itself in Japan.

研究分野：知的財産法

キーワード：テレビ番組フォーマット権 知的財産 著作権 不法行為 放送 契約

1. 研究開始当初の背景

(1) テレビ番組フォーマット権については、法律上の定義がない。テレビ番組制作の現場における一般的な定義としては、番組の企画・コンセプトのみならず、具体的な進行方法、出演者のセリフ、番組セット等のデザイン、音楽・効果音、その他の制作ノウハウをひとまとめにしたものと理解されている。

(2) 番組の企画・コンセプトについては、アイデアであり、著作物とはなりえないため、これを著作権法による保護の下におくことはできない。他方、技術的思想でもなく、特許法による保護も不可能である。意匠法、商標法、不正競争防止法による保護も適さない。もっとも、番組企画段階においては、営業秘密に該当する可能性はあるが、実際にテレビ番組フォーマット権をマーケットで売買する際には、もはや営業秘密たり得ないであろう。したがって、現在の知的財産法体系において、これを保護する法律はないと言える。

(3) わが国において、テレビ番組フォーマット権に基づいて制作されたものとして最も有名なものは、フジテレビ系列で放送された「クイズ\$ミリオネア」であろう。同番組は、もともと英国の Celador 社が制作した “Who Wants to Be a Millionaire?” という番組のフォーマットをフジテレビが購入し、日本版にアレンジしたものである。司会のみのもんたが、回答者に対して「ファイナルアンサー？」と選択肢の決定を促す言葉は流行語にもなったが、それさえもフォーマットに定められたものであることは、テレビ業界では周知のことである。なお、同番組のフォーマット権は、現在、Sony Pictures が保有しており、今年に入ってブラジルの会社と新たに取引を開始したというプレスリリースが出されており、さらにテレビ番組フォーマット権の取引が活発になってきている。また、フランスのカンヌでは、年に2回、MIP というテレビ番組のマーケットが開催されており、世界中からテレビ関係者が集まり、活発な取引を行っている。日本からも NHK や民放キー局をはじめ、約 50 社が参加している。

(4) テレビ番組フォーマット権について直接的に保護を行う法律を有する国は皆無である一方、The Format Recognition and Protection Association (FRAPA) という国際的な業界団体が設立されており、世界から 100 社以上が加盟している。FRAPA は、世界的所有権機関 (WIPO) と提携し、テレビ番組フォーマット権に関する紛争について仲裁センターを 2010 年 4 月に立ち上げている。

(5) わが国の企業も含めて、すでに大きな金額が動き、その動きが止むことはない状況の中で、わが国において法的考察がほとんど行われていないことは、学術的にはもちろん、

企業の経済活動においても問題があり、一刻も早く取り組むべきものであると考えられる。

2. 研究の目的

(1) テレビ番組フォーマット権が財産的価値を有するという事は明らかであるが、現行の知的財産法体系に含まれず、それが実際にどのようなものを指しているのか、そもそも権利であるのか法的にはまったく不明瞭である。実際に取引をしているテレビ局やテレビ番組制作会社、世界的マーケットである MIP、国際的業界団体 FRAPA、FRAPA とともにテレビ番組フォーマット権に係る紛争の調停・仲裁に乗り出した WIPO などから情報収集し、その実情を的確に把握する。

欧州のテレビ番組フォーマット権に関する研究も参考にし、比較法的観点も取り入れた上で、わが国の法体系において、どのような位置づけができるのかを明らかにする。

(2) 高い財産的価値を有するテレビ番組フォーマット権であるが、現行の知的財産法体系から除かれるため、仮に他者がそのフォーマットを使用した場合に権利侵害を主張することはできない。しかし、その高い財産的価値ゆえ保護の要請がいずれ顕在化するのには必至であろう。そこで、上記(1)を明らかにした上で、わが国の法体系において保護が可能か、可能である場合、どのような方法があり得るかを考察する。

3. 研究の方法

(1) テレビ番組フォーマット権を取り巻く実情の的確かつ継続的な把握を行う。

年に2回、フランスで開催される MIP に参加することにより、現実にテレビ番組フォーマット権がどのように取引されているのかについて、実情を把握し、その結果について分析を行う。

テレビ番組フォーマット権に関連する組織である FRAPA、WIPO 等からの情報収集を進め、また、テレビ番組フォーマット権に関する講演会、研究会、会議への参加を通し、最先端の法的問題を抽出し、その問題に対して研究を行う。

(2) 上記(1)の成果を踏まえた上で、テレビ番組フォーマット権に関する法的考察を行う。

テレビ番組フォーマット権に関する外国の研究者による文献や議論について情報を収集し、どのような方向性が示されているのか分析する。

日本の法体系において、テレビ番組フォーマット権がどのように位置づけられるのか、法的な保護は可能であるのか、可能である場合は、具体的にどのような形で保護することが可能であるのかについて考察を行う。

4. 研究成果

(1) テレビ番組フォーマット(以下、この「4. 研究成果」においては、「フォーマット」という。)は、頻繁に取引されている。その取引額は、2006年から2008年の間でさえ、約93億ユーロと算出されており、現在はさらに増加していることは疑いないと思われる。我が国においても、総務省の発行する情報通信白書平成26年版において初めて取り上げられた。同白書によれば、平成24年度の我が国のフォーマット及びリメイク権の輸出総額は7億3000万円余りである。

(2) フォーマットを販売する方法として、次のような例が挙げられている。

フォーマット販売に適する番組を選んで、その番組のパンフレットを作り、プロモーション映像をつけて売りに出す。

具体的に買いたいという話が来たら、「バイブル」(仕様書)を作る。「バイブル」には、番組コンセプト、構成、セットのデザイン、進行・演出上のノウハウなどについて詳細が記載される。

リクエストがあった場合は、ローカル向けの改変を認めることが多い。日本側では、監修をする権利を持つが、ケースによっては、監修をしないこともありうる。監修に伴い、日本からプロデューサーが出向く場合は、経費は先方が負担するのが通常である。

契約をする第一段階では、いきなり番組制作が決定しているケースはほとんどないため、最初の半年から一年程度は、オプション契約を制作会社と結ぶことが多い。

オプション契約を行った制作会社が企画書を作って放送局に持ち込み、放送局が採用して初めて、販売となる。条件が整い、一定期間の中でフォーマット販売が成立した場合、一話単位でフォーマット料金を決め、契約を行う。一本だけ作って終わりになってしまうと困るので、最低制作話数を取り決めるなど工夫をする。

(3) フォーマットを定義することについては以前から試みられていたが、フォーマットが非常に抽象的なものであるため、「それは、……ではない。」という消極的な定義の仕方をなされていた。FRAPAも、多くの裁判官たちは、フォーマットが創作的著作物ではなく、一般的な番組のアイデアであると見なしているというのみで、法的な定義を示していない。

(4) 2003年、ドイツ連邦通常裁判所は、「テレビ番組のフォーマットとは番組の特徴的なメルクマールの総体として定義されることができ、そのメルクマールとは、番組が毎回異なった内容であるにもかかわらず、視聴者にその番組シリーズの一部として認識させることを可能にするものである。」とした上で、「著作権は個人的な精神的活動のす

べての成果を保護するのではなく、……著作権保護の対象は創造的形成の成果のみである。」と述べ、「フォーマットのようなものは同種の番組の制作に関して設定された枠でしかなく、類似の番組を制作するにあたり模範として利用される番組フォーマットは著作権の保護から除外される。」と判示した。

(5) フランスの破毀院商事部は、1995年、2つの番組シリーズについて、同一のコンセプトに基づいていること、台本がほぼ同じ構成で時間も同じであること、音楽のジャンルが近いことなどを認めた上で、このような行為は寄生行為を構成するとして不正競争であることを認めた。また、パリ社会保障事件裁判所は、2003年、ゲームショーのフォーマットについて、著作物の本質的特徴的な要素が含まれていること、既存のすべてのゲームと比べて明らかに特徴と独創性があること、とりわけテーマ、舞台装置などに関して独創性が含まれていること、異なる国籍の二つのチームの間で競争をしながら異なるヨーロッパの国々を巡ることやヨーロッパの異なる国籍に関するテーマの問題が出されることを主題としていることなどを認定した上で、著作権による保護を認めた。

(6) 国外では、フォーマットに関して著作権と不正競争を中心にして議論がなされていることが窺える。

フォーマットが著作物に該当するかどうかという点につき、著作権が表現を保護するものであり、その基底にあるアイデアを保護しないという点に異論はなく、それに基づいて別個の表現がなされた際には著作権侵害が生じない。この原則に従うと、フォーマット自体がアイデアであるとするのが自然な理解であると思われる。フランスにおいて、著作権によりテレビ番組フォーマットを保護する裁判例があることは注目に値する。もっとも、フランス知的財産法は、我が国の著作権法のような形での著作物の定義はしておらず、種類、表現形式、価値、目的を問わず、著作者の権利を保護するとし、著作物の種類を列挙する形を採用している。また、特徴や独創性が際立っていた番組であったことから、フォーマットというアイデアよりも表現がそもそも類似しており、著作権侵害を認定しやすい事案であった可能性もある。

フランスではフォーマットの剽窃が不正競争の一種である寄生行為であるとされたが、同国には不正競争防止法という単行法はなく、民法の不法行為の判例の蓄積によって確立してきた法理を用いている。この寄生行為は、我が国の不正競争防止法の著名商品等表示冒用行為に相当するものを含むが、それよりも広い範囲をカバーしている。寄生行為はフランス特有の保護方法であると言える。

守秘義務を課した契約をするなど、フォ

フォーマットを秘匿対象とすることは、フォーマットに基づく番組が放送される前には、非常に有効な手段であることは疑いないが、放送後にはその秘密の性質は喪失されることになる。

(7) 我が国におけるフォーマットの法的位置づけを検討する。

著作物とは思想又は感情を創作的に表現したものである。フォーマットは、アイデアの範疇に含まれるものであって、著作物に該当しないと考えるのが自然な理解であると思われる。しかし、そのフォーマットのバイブルが著作物に該当することは疑いがない。フォーマットに基づき制作された番組は、バイブルの二次的著作物であるという構成は可能であろう。そのように考えることができるならば、フォーマット創作者はバイブルの著作者として、番組自体の著作権を有する。

不正競争防止法上、商品等表示とは、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。フォーマット自体に特定の者の商品や営業であることを示すものとなる機能を見出すことはできないと思われる。

不正競争防止法上、営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。フォーマットの創作から、バイブルの作成、守秘義務を課しての交渉並びに番組制作に至るまで、秘密管理性、有用性、非公知性の3つの要件を満たしていれば、フォーマットが営業秘密に該当することは疑いがないであろう。ただし、番組が放送されれば、要件が欠け、以降は保護が受けられない。

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。知的財産法による保護を受けないものについて、不法行為の成立を認めるかどうかについては議論がある。物のパブリシティ権が問題となったギャロップレーサー事件最高裁判決において、「競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用権等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」と判示された。フォーマットは、法令に根拠がなく、法令等により違法とされる行為の範囲、態様等が明確になっていないとされるであろう。また、フランスの寄生行為法理を直接我が国の不法行為に導入することはできない。したがっ

て、現時点においては、不法行為の成立は極めて困難であるという結論が導かれる。

フォーマットの創作者を委託者及び受益者、管理を引き受ける者を受託者とする信託契約の締結により信託が設定される場合、財産の譲渡が必要であり、したがって、フォーマットの譲渡ということが必要となる。信託財産とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。信託の対象となるためには、金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、かつ、委託者の財産から分離することが可能なものであれば、すべて含まれる趣旨である。フォーマットは、金銭的価値に見積もることができる積極財産という点は否定されるものではない。委託者がそのフォーマットを今後利用せず、受託者だけが利用する状態を構築できれば、譲渡可能ということになる。したがって、フォーマットは、信託財産になりうる。ただし、公表前の営業秘密であったときは除きフォーマット自体を保護する法律はなく、法的保護を受けられないことから、フォーマットを信託する際に、バイブルの著作権を含める、あるいは端的にバイブルの著作権を信託財産とすることが現実的な方策となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

_____ 諏訪野大、テレビ番組フォーマットの法的位置づけに関する考察、法学研究、査読無、89巻1号、2016、pp. 193-213

_____ 諏訪野大、テレビ番組フォーマットに関する国外の裁判例、日本知財学会年次学術研究発表会(CD-ROM)、査読無、12巻、2014、1A4

_____ 諏訪野大、テレビ番組フォーマットの動向、日本知財学会年次学術研究発表会(CD-ROM)、査読無、11巻、2013、1A5

_____ 諏訪野大、明文規定のない知的財産と不法行為 パブリシティ権に関するピンク・レディー事件最高裁判決を契機にして、日本知財学会年次学術研究発表会(CD-ROM)、査読無、10巻、2012、212

〔学会発表〕(計3件)

_____ 諏訪野大、テレビ番組フォーマットに関する国外の裁判例、日本知財学会、2014年11月29日、東京理科大学葛飾キャンパス(東京都・葛飾区)

_____ 諏訪野大、テレビ番組フォーマットの動向、日本知財学会、2013年11月30日、青山学院大学青山キャンパス(東京都・渋谷区)

_____ 諏訪野大、明文規定のない知的財産と不法行為 パブリシティ権に関するピンク・レディー事件最高裁判決を契機にして、日本知財学会、2012年12月9日、大阪工業大学大宮キャンパス（大阪府・大阪市）

6．研究組織

(1)研究代表者

諏訪野 大（SUWANO, Oki）

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：60368280